

有害物質はどこへ？

喫煙所でも 周囲に配慮を

加熱式でも要配慮



健康増進法では望まない受動喫煙が生じないように
喫煙者等に配慮義務が求められています（法第27条第1項）

豊橋市保健所（電話39-9111）